

## ○飛騨市空家除却補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第142号

改正 令和4年7月8日告示第242—2号

改正 令和5年3月23日告示第114号

改正 令和6年3月 日告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の危険な空家の解消と増加を防止し、地域の良好な生活環境の確保を図るため、空家の除却を行う者に対して予算の範囲内で交付する飛騨市空家除却補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、飛騨市補助金交付規則（平成16年飛騨市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち建築物及びこれに付随する工作物をいう。
- (2) 特定空家 法第2条第2項に規定する空家等で、市長が同項に規定する特定空家等として認定したもののうち建築物及びこれに付随する工作物をいう。
- (3) 行政区等 飛騨市行政区等設置条例（平成16年飛騨市条例第12号）に基づき設置された行政区等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体、その他これらに準ずるものとして市長が認めた団体をいう。
- (4) 所有者等 除却する空家又は特定空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に所有者として登録されている個人若しくは行政区等（法人を除く。）又は当該所有者の法定相続人をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の対象となる空家又は特定空家（以下「補助対象空家」という。）

は、市内に存するもので、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 法第22条第3項の規定に基づく命令を受けていないこと。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと（当該権利の全ての権利者の同意がある場合を除く。）。
- (3) 居住の用に供されていた建築物でおおむね1年以上居住の用に供されていないことが常態であること。
- (4) 過去にこの告示による補助金の交付を受けた空家又は特定空家の除却後の土地に建築された建築物でないこと。
- (5) 公共工事による移転又は立替えその他の補償の対象となっていないこと。
- (6) 国、地方公共団体又は独立行政法人等が所有権を有していないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所有する補助対象空家の除却を行おうとする所有者等であること。ただし、所有者等が複数であるときは、その全員から同意を得ている者であること。
- (2) 前号に規定する者から委任を受けた者であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者が次に掲げる要件に該当するときは、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 市税その他市への収納金（以下「市税等」という。）を滞納している場合
- (2) この告示による補助金以外に空家の除却に係る他の補助金又は助成金等の交付を受けた、又は受けようとしている場合
- (3) この告示による補助金の交付を受けようとする年度より前3年度の間当該補助金の交付を受けた場合

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が発注する工事とし、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象空家の全て（基礎を含む。）を除却又は処分し、更地にする工事であること。
- (2) 除却工事に関する法令に適合するものであること。
- (3) 補助金の交付決定後に除却工事業者と請負契約を締結する工事であって、交

付決定を受けた日が属する年度の2月末日までに工事及び工事費用の支払いが完了する工事であること。

(4) 補助対象空家除却後に不動産の売買若しくは貸付け又は駐車場貸付けを目的として行う工事でないこと。ただし、行政区等が特定空家を取得し除却を行う場合は、この限りでない。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する補助対象事業に係る費用（除却工事に伴う廃材処分費を含む。）で除却工事業者に支払った額と、国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額のいずれか低い方の額とする。ただし、次の各号に該当する費用は、補助対象経費から除外するものとする。

(1) 補助対象空家内及びその敷地内に存する家財道具、機械又は車両等の動産の運搬及び処分に要する費用

(2) 補助対象空家除却後の敷地の補強（整地を除く。）又は造成に要する費用

(3) 補助対象空家以外の建物等の補修若しくは補強又はその敷地の整地、補強若しくは造成に要する費用

(4) その他市長が補助対象経費として適当でないとする費用

3 前項に規定する国土交通大臣が定める標準除却費は、補助金を交付する年度の住宅局所管事業における標準建設費等について（国土交通事務次官通知）に規定する除却工事費を用いるものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額及び補助率等は、次の表に定めるところによる。

補助対象者	補助対象空家	補助金の額及び補助率
個人	空家又は特定空家	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
行政区等	空家	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
	特定空家（委任を受け除却する場合）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。
	特定空家（取得し除却する場合）	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、飛騨市空家除却補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類（取得等が必要な書類については、提出する日前1月以内に取得等したものに限る。）を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項証明書）
- (2) 複数の所有者等がある場合は全ての所有者等の同意書（様式第2号）
- (3) 委任を受けて除却する場合は所有者等の委任状（様式第3号）
- (4) 除却工事費用見積書の写し及び工事費用の内訳が分かる書類の写し
- (5) 除却工事予定業者が除却工事を行うことができる旨を証する書類の写し
- (6) 建築物の状況が分かる写真及び除却工事箇所位置図
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者としての適否を判断するため、前項の規定による申請の受付前に一定の期間を定め、必要な事項を調査することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請内容の審査を行ううえで、必要に応じて補助対象空家に関する市税等の納付状況調査及び上水道使用状況調査並びに申請者の立会いのもと補助対象空家の立入調査を行うことができるものとする。

4 市長は、申請者が前項の規定による調査を正当な理由なく拒む場合は、当該申請者を補助対象者から除外するものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請内容のうち除却工事費用見積書及び工事費用の内訳の審査に関し必要と認めるときは、建築業務担当職員に意見聴取するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を審査し、交付すべきものと決定したときは飛騨市空家除却補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付すべきでないものと決定したときは飛騨市空家除却補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、申請者が補助金の交付決定前に事業に着手したときは、補助金を交付

しないものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更(補助金の額に変更が生じる場合に限る。)しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、飛騨市空家除却補助金事業(変更・中止)申請書(様式第6号。以下「変更等申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えてあらかじめ市長へ提出しなければならない。

(1) 変更の内容が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ可否を決定し、その結果を飛騨市空家除却補助金事業(変更・中止)(承認・非承認)決定通知書(様式第7号)により、申請者に対して通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者が死亡等した場合で、その者が行うこととしていた補助対象事業を行う意思がある者は、その地位を継承することについて第1項に規定する変更等申請書により、市長に申請することができる。

4 市長は、前項の申請があった場合において、申請した者が法定相続人である等、補助対象事業を確実にかつ適正に行うことができるものと判断した場合は、当該補助対象事業をその者に継承させることができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者で補助対象事業を完了した者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに飛騨市空家除却補助事業実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 除却工事請負契約書の写し

(2) 除却工事費用の請求書(内訳書含む)の写し

(3) 除却工事費用の領収書又は支払いを証する書類の写し

(4) 除却工事完了後の写真(空家除却後の跡地状況が分かるもの)

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、飛騨市空家除却補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、補助事

業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、飛騨市空家除却補助金交付請求書(様式第10号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(除却後の管理等)

第13条 所有者等は、補助対象空家の除却完了後は滅失の登記等必要となる手続を速やかに行うとともに、補助対象空家除却後の跡地について、草木等の繁茂によって周辺環境を阻害することのないよう、当該跡地の適正管理に努めなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた、又は補助金の交付を受けた者(補助事業者に委任のうえ補助対象空家を除却した所有者等を含む。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第9条に規定する変更等申請書による補助対象事業の中止について承認したとき。

(2) 補助金の交付を受けた年度の後3年度間が経過する前に、補助対象空家除却後の土地について売却若しくは貸付け又は駐車場としての貸付けを行ったとき。ただし、行政区等が特定空家を取得し除却を行った場合を除く。

(3) その他補助金の交付申請時における誓約事項又は交付の条件等に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の返還等に係る手続及び通知等の取扱いについては、規則の関係規定を準用する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年度における補助対象事業の特例)

2 令和4年10月3日から令和5年3月31日までの間に第7条による申請を受け、補助金の交付を決定したものに限り、第5条第1項第3号中「交付決定を受けた日が属する年度の2月末日」とあるのは、「交付決定を受けた日が属する年度又はその翌年度の2月末日」とする。

附 則 (令和4年7月8日告示第242—2号)

この告示は、令和4年7月8日から施行する。

附 則 (令和5年3月 日告示第 号)

この告示は、令和5年 月 日から施行し、改正後の飛驒市空家除却補助金交付要綱の規定は、令和4年10月3日から適用する。ただし、第5条第2項及び第13条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号～様式第10号 (略)